

更新講習に対する私立大学の構え

関口 昌秀

1 はじめに

私立大学が教員免許状更新講習（以下、「更新講習」と略す。）¹⁾をどのようなものとして捉え、それとどのように付き合いおとしているか、「更新講習に対する私立大学の構え」とでもいうべきものについて述べてみたい。ここで私が自分の所属大学をこえて、私立大学全般の傾向を論じようとするのは、私が偶々私立大学教職課程の関係団体に関わることになったからである。

2007年から2年間、私の所属する神奈川大学は関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会（以下、「関私教協」と略す。）の幹事校となり、私が幹事として幹事校会に出席することとなった。幹事の任務の1つとして研究部会の世話人があり、私は教員免許更新制部会を担当した。その関係から、翌2008年から2年間、全国私立大学教職課程研究連絡協議会（以下、「全私教協」と略す。）の教員免許更新制検討委員会の委員として活動することになった。関私教協の更新制部会では、更新講習開設前（試行講習の実施前）の2007年12月に会員校を対象にアンケート調査を実施した。全私教協の委員会の方では、更新講習が初めて本格実施された2009年の11月から12月にかけて同様のアンケート調査を行った。これらの調査結果はそれぞれ報告書²⁾として公刊されている。これらの部会・委員会では調査の他、大会分科会でのシンポジウム設計、部会独自のシンポジウム開催や、試行講習で必

修領域を実施した大学への個別調査活動なども行った。³⁾

幹事としての活動は、上記部会・委員会の他、神奈川地域私立大学教職課程研究連絡協議会（以下、「神私教協」と略す。）の幹事としての活動があり、神私教協幹事として、横浜国立大学教育人間科学部長と連名で神奈川県教員免許更新講習連絡会の結成に向けた呼びかけを行った。この連絡会は、「神奈川県内での教員免許更新講習が円滑に実施できるようになるためには、免許管理者であり任命権者である教育委員会を含めた情報交換と意見交換のためのネットワークが必要であると考え」、「国公立大学と私立大学、教育委員会の3者がともに検討・連携していくための緩やかな連絡会」（2008年2月23日付文書「神奈川県教員免許更新講習連絡会（仮称）結成の呼びかけ」より）として設置されたものである。

以下では、これらの活動にかかわる中で、他の多くの大学が教員免許更新制をめぐって、どのように悩み考えているか、更新講習の問題をどのように捉えているかなどについて学んだことをもとにして、私の考えを述べていきたい。

2 2つのアンケート調査

2-1 2つのアンケート調査を通してみる更新講習の問題点

関私教協と全私教協の2つのアンケート調査は、ともに私立大学の教職課程を対象としてな

されたものであり、更新講習をめぐる問題点がどこにあるか、大学の考え方をよく示してくれる。それは、私立大学にとっての問題がどこにあるかを知る上に役に立つ資料である。

関私教協の調査は、試行講習の1年前、本実施の2年前の2007年12月になされた。全私教協調査は、本実施初年度、ほとんどの講習が実施された夏休みを過ぎた段階の2009年11月から12月にかけて実施された。これらは調査対象の地域的広がりがちがうから、調査対象数を異にする。⁵⁾

しかし、全私教協調査は、先行の関私教協調査を元に基本的に設計してあるので、この2年間の変化を見ることができる。関私教協の質問項目をみると、開設前にどのような点が問題点となっていたかの概要を知ることができる。全私教協調査で採用した項目、すなわち両方の調査の共通質問項目は、私立大学にとっての最大関心事・最重要問題とってよいであろう。

2つの調査が共通に質問した内容は、〈更新講習の実施目的〉、〈他大学や教育委員会との関係〉、〈講習費用の問題〉の3つにまとめられる。

(1) 第1は、そもそも大学側にとって義務でない免許状更新講習を、私立大学が実施する目的あるいは理由や建前が、どこにあると考えたか、という〈更新講習の実施目的〉である。

(2) 2点目は、〈他大学や教育委員会との関係〉である。私立大学はこれまで教育委員会とほとんど関係を有していなかったが、更新講習の実施に際して、どのような協力連携関係を構築したのか。更新講習の実施のためには、免許管理者である都道府県教育委員会（以下では都道府府を含めて「県教委」と略す。）と県内他大学との情報交換、あるいはさらに連携協力関係を必要とする事情があった。この点に関する質問である。

(3) 3点目は、更新講習に関わる費用について、私立大学がどのように考えたのか、という〈講習費用の問題〉である。

これらの3点が私立大学にとって、更新講習をめぐる重要な問題点となっている。

もちろん更新講習の問題が以上の3点に尽きるわけではない。〈講習の修了認定〉問題など、それ以外の問題もある。それらについては、関私教協の項目設定をみるのがよい。また、更新講習は問題だけがあったと見るのも正しくないだろう。更新講習をやってみてよかった点もある。いわゆる更新講習の成果である。これについては、全私教協調査から若干知ることができる。

2-2 2年間の変化と連続

これら3つの問題のうち、他大学および教育委員会との連携・協力の関係は、関私教協調査時点ではほとんど進んでいなかったが、全私教協調査までの2年の間に大きく進んでいった。

ただし、地域による違いがあり、連携とは逆の事態も発生した。新聞報道にもあったような混乱も生じた。岩手県教育委員会や名古屋市教育委員会では教育委員会が独自に更新講習を行ったため、更新講習を予定していた各大学で受講人数が大幅に減少したという問題が生じた。(岩手県と名古屋市の件については、全私教協の教員免許更新検検討委員会の場において、それぞれの地区の委員から直話された事柄でもある。)

費用問題における受講料設定については、関私教協調査では文科省例示の「1時間当たり1,000円」という金額の他に、その2倍程度を適正とする意見もあり、その2つに分かれていた。だが、実際の更新講習では例示金額の「1時間当たり1,000円」をほとんどの大学(9割以上)で採り入れた。例示金額がいわば標準金額のように扱われる事態となったわけである。

以上の2つが変化したのに対して、更新講習の実施目的については大きな変化がない。関私教協調査と全私教協調査を比べてみると、小さな変化を見て取ることはできるが、大きな傾向としてはほぼ一貫している。

3 更新講習の実施目的

3-1 「社会的使命」

更新講習を実施する目的として、関私教協調査では、①「社会的使命」、②「地域との連携」、③「卒業生へのサービス」、④「大学のPR」、⑤「収入増」、⑥「文科省からの要請」、⑦「その他」の7項目を立て、このうちから2項目を選択して回答してもらう方式を取った。全私教協の質問も、文言の一部変更以外、基本的に関私教協と同じである。ただし、「その他」の項目立てをやめ、全6項目とした。

全私教協調査では、項目立ては同じだが、回答の形式が異なる。項目ごとに「重視する」程度を4段階（「非常に重視する」「どちらかといえば重視する」「あまり重視せず」「まったく重視せず」）で問う、項目ごとの程度選択方式へ

表Ⅱ-1 更新講習を行う目的（関私教協調査）

	度数	%
社会的使命	47	73.4
卒業生へのサービス	31	48.4
文科省からの要請	22	34.4
地域との連携	20	31.3
大学のPR	3	4.7
収入増	0	0.0
その他	5	7.8
合計	128	200.0

* 上記7項目から2項目選択
(出典・関私教協報告書p.7問8の表より作成)

と変更した。このように回答方式の変更はあるが、設問の意図は、両者で同じである。要は、更新講習を実施する目的として、各々の大学でどの項目を重視したか、それを知りたいということである。

回答結果は、ほぼ同じである。関私教協調査(表Ⅱ-1)では、「社会的使命」が第1位(73.4%)を占め、次に「卒業生へのサービス」(48.4%)が続く。「文科省からの要請」と「地域との連携」が3位グループ(それぞれ34.4%、31.3%)を占めている。「大学のPR」は4.7%にすぎず、「収入増」に至っては回答ゼロである。

全私教協の回答(表Ⅱ-2)を、「非常に重視」を選択した割合の高い順で並べると、次のようになる(文言は関私教協の表現に統一した)。「社会的使命」(79.3%)、「卒業生へのサービス」(50.4%)、「地域との連携」(43.0%)、「文科省からの要請」(25.2%)、「大学のPR」(24.4%)、「収入増」(0.7%)。ご覧のように、優先順位はほとんど同じである。

細かい違いは、関私教協で同じ3位グループを占めた「地域との連携」と「文科省からの要請」が差を広げ、「地域との連携」が43.0%で第3位となり、「文科省からの要請」は25.2%と下がり、次にくる「大学のPR」(24.4%)との差がほとんどなくなっていることである。

このような細かい違いはあるが、私立大学が更新講習を実施する目的とするのが、第1に「社会的使命」であることは動かない。「非常に

表Ⅱ-2 更新講習を行う目的（全私教協調査）

	非常に重視	どちらかといえば重視	あまり重視せず	まったく重視せず	%
社会的使命	79.3	20.7	0.0	0.0	100.0
卒業生へのサービス	50.4	34.1	12.6	3.0	100.0
地域との連携	43.0	43.0	12.6	1.5	100.0
文科省からの要請	25.2	45.2	23.7	5.9	100.0
大学のPR	24.4	48.9	24.4	2.2	100.0
収入増	0.7	6.7	36.3	56.3	100.0

* 項目ごとに程度を選択
(出典・全私教協報告書p.10問4の表より作成)

重視する」と「どちらかといえば重視する」の合計をみると、「社会的使命」の項目は100%となっている。更新講習を実施したすべての大学が、大学の「社会的使命」を自覚して、更新講習を実施したのである。

3-2 卒業生に対する責任

「社会的使命」という言葉は更新講習実施の包括的な目標を示すものであり、必ずしも更新講習を実際に実施する具体的な目的を示すとはいえない面がある。

たとえば、関私教協の「その他」の項目の回答には、「キリスト教主義大学の教員研修に対する責任」というものがあつた。これは回答した「キリスト教主義大学」の建学の精神と結びつけて、更新講習実施の目的を具体的に表明したものである。建学の精神と結びつく点で、それは「社会的使命」を述べたものに他ならない。

「卒業生へのサービス」も「社会的使命」の具体的な形の1つである。自分の大学を卒業して教員をしている卒業生に対して、更新講習の機会を提供することは、「卒業生へのサービス」であるとともに、「卒業生教員への研修の責任」と考えれば、「社会的使命」の1つである。

「地域との連携」や「文科省からの要請」も「社会的使命」といえる。「文科省から要請」があることは、大学の「社会的使命」がそこにあることを文科省が具体的に指し示してくれたことになる。

このように、「社会的使命」という概念は広いものであり、「卒業生へのサービス」や「地域との連携」、「文科省からの要請」などは、「社会的使命」の具体的中身と考えられる。したがって、更新講習を実施したより具体的な理由をみるには、「卒業生へのサービス」以下の項目を見なければならぬ。

「社会的使命」を除けば、「卒業生へのサービス」が更新講習実施目的の第1である。先にのべたように、半数の大学が「卒業生へのサービス」を「非常に重視」した。「どちらかといえ

ば重視する」を含めると、「卒業生へのサービス」は84.5%となる。更新講習を実施した大半の大学が、卒業して教員となったものに対する責務を自覚して、更新講習を実施したのである。

免許更新制の大学向け説明会で、文科省の担当課長は、「卒業生に対するアフターケア」と表現した。この言葉は、多くの私立大学教員にとって、現職教員研修という未知の領域へ向かって1歩踏み出す覚悟を決めさせる文句になったと私は思っているが、少なく見積っても、100を超える私立大学がその声に応えたわけである。

3-3 地域との連携

「地域との連携」は、「卒業生へのサービス」とはやや違った志向とみてよい。「卒業生へのサービス」に対置して言うならば、これは「地元の教員へのサービス」である。地元の教員には卒業生も含まれる。むしろ他県より地元の方が多いかもしい。だから、「地域との連携」と「卒業生へのサービス」が対立するわけではない。にもかかわらず、そこに示された責任意識は、当該大学が立地する地域へのサービス提供と責任というべき方向をもっている。

「地域との連携」には、県や市の教育委員会との直接の連携協力が含まれるが、それに限らず、もっと広いものも含まれている。地元の先生が通いやすい場所として、講習を開設するという在り方である。

神奈川県教員免許更新講習連絡会の場で、県の教育委員会の担当課長は毎回、県内の地域別に講習講座開設数を報告していた。これは、県教委が受講者の交通の便を非常に考慮していたことの表れである。受講者が講習会場まで毎日通えなければ意味がない。会場の開設場所の問題は、離島を典型としているが、神奈川県内でも通えなければ、離島と同じである。たとえても、時間のかかる場所では無理である。したがって、どの県においても、開設地域の問題はある。

連絡会は県教委にとって協力要請の場となった。そこに参加していた大学の中には、受講者の交通の便にも配慮して、講習開設を決めた大学もあったと思われる。それが、「非常に重視する」と「どちらかといえば重視する」を合せて86.0%という高い数値になったのではないだろうか。この数値は「卒業生へのサービス」の84.1%と肩を並べ、それよりほんの少しだけ多い。「非常に重視」では「卒業生へのサービス」が「地域との連携」より7ポイント高いが、「どちらかといえば重視」では「地域との連携」の方が9ポイント高かった。

「卒業生へのサービス」は「非常に重視」が高く、「地域との連携」は「どちらかといえば重視」の割合が高くなったことは、大学にとっての距離意識、親近感のちがいが説明できるのではないだろうか。卒業生の方が地域より身近な存在だからである。身内として親近感を感じたから、責任感も増す。「非常に重視」の割合が「地域との連携」より「卒業生へのサービス」が高くなって現れた理由はそこにあると思われる。これを逆から見れば、大学にとって地域も大事だが、大学に学区はあるわけでもなく、また同窓会組織に代表されるように卒業生との関係の方が伝統的に密である。それゆえ、どうしても地域は卒業生に比べて遠く感じられてしまう。しかしそれでもやはり地元である。「地元としての付き合い」程度には何らかの責務を果たさなければならない。そう思わせるところがあつたのである。

神奈川の連絡会への参加は、まさに「地元としての付き合い」である。その参加自体、「地域との連携」である。その付き合いの中で、更新講習開設に踏み出した大学もあつたのではないだろうか。

大学は更新講習開設権限を有するが、開設の義務を負っているわけではない。講習を開設するかしないかは原則として、各大学の判断である。義務がないといっても、大学は更新講習開設の主要な機関として位置づけられている。そ

れゆえ、大学には法的な義務はないが、いわば「社会的な責務」というべきものは存在するように制度的にはなっている。

このような制度的仕組みの中で、連絡会という組織に参加するのだから、その責任感は連絡会のない所に比べて増すのではないだろうか。もっとも、これを直接示すデータはない。また連絡会の結成それ自体が危機意識の結果である。連絡会のないところは、その必要性がない所と見るべきかもしれない。しかし、調査で連絡会の有無について質問はしていないし、また連携の在り方は所により様々であつたろうから、ここで、これ以上推測を重ねることはやめる。次節でまた教育委員会との関係から述べてみたい。

3-4 考察

そもそもなぜ目的を質問するかと言えば、大学にとって義務でないにもかかわらず、講習を実施したからである。教職課程を有する大学にとっても、更新講習は法律上の義務ではない。義務はないが、大学が更新講習実施の主たる機関として位置づけられている。その結果、大学には、いわば社会的責務とでも形容すべきものが付与された形となつたのである。法律上の義務とはちがって、社会的責務にはある種の曖昧さがある。

県によっては、教員養成系の国立大学だけで、県内の更新講習受講対象者を引き受けられるだけの講習を開設可能などところもある。しかし、首都圏や大都市圏では、国立大学だけですべての対象者を受け入れる講習数を用意することは無理である。大雑把な目安を挙げると、前者のような場合の対象者は300名から500名程度である。それに対し、後者の対象者は3,000名から4,000名の規模となる。したがって、神奈川県のような所では、私立大学も更新講習を開設しなければならない。

では、どこの大学が開設するのか。あるいは、各大学で分担（シェアリング）して開講するのか。大都市圏の大学はこのような状況におかれ

ていた。

大学の教職課程の任務は教員の養成で、それは教員免許を取得するまでである。就職後の研修については、教員養成系国立大学と一部の私立大学を別として、私立大学がかかわることはこれまでなかった。教員免許更新制は、そのような大学においても現職教員研修に対して、応分の負担を実質的に求める制度となっている。

更新講習を実施した目的として、すべての大学が「社会的使命」を挙げたのは、そういう背景から理解できるものである。

全私教協調査の記述回答の中に次のようなものがある。

「本学は、神奈川県への委託事業であった現職教員のための聴講生並びに研修生講座を手掛け、その経験に基づき、今回の更新講習を重視した。」(全私教協報告書p.18)

更新講習を実施する目的として、自由記述欄にこのような回答を寄せた大学は、「地域との連携」を「非常に重視する」と回答したと推測して間違いはないだろう。現職教員の研修を引き受けてきた大学にとって、更新講習はその延長に位置づくものだから、開設に際して大きな困難があったとは想像しにくい。

それに対して、本学のように、そのような経験のない大学にとって現職教員向けの講習内容を用意することは、全く新しいことだった。しかもこれは、自ら望んだものでなく、外からやってきたものである。更新講習は黒船来航のようなものである。そのような大学の教員が更新講習の開設に躊躇を示すことは容易に想像できる。今まで自分たちで行ったことのない取組みをすることになるのだから。

このような大学が更新講習を開設するに至った要因として重要なのが、「卒業生へのサービス」、「卒業生に対するアフターケア」であったと推測される。現職教員研修の経験はないが、それなりに一定数の教員を輩出してきた私立大学では、「社会的使命」としてまず第1に「卒業生へのサービス」を念頭においたように思わ

れるのである。全般的に私立大学は国立大学に比べ、卒業生との繋がりが強い。(最近では、東京大学でも同窓会を組織するようになったが、それは独立行政法人化という新しい事態の中でのことである。)同窓会からの働きかけもあったかもしれない。私立大学は「卒業生へのサービス」という言葉に弱い。卒業生に対する責任と言われれば、背かないわけにはいかない。

開設を決める要因は、目的だけではない。大学の組織にとっては費用の問題は大きい。更新講習は現職教員研修の経験のない大学では、当局にとっても全くの新規事業である。社会的使命と講習予算との比較考量的問題がある。これについては、講習費用の節で論じる。

4 他大学や教育委員会との関係

4-1 開設までの2年間で連携協力が進む

関私教協調査と全私教協調査を見比べると、更新講習が実施されるまでに大学間の連携および都道府県レベルの教育委員会との連携協力関係が大きくすすんだことがわかる。

関私教協調査(表Ⅱ-3)では、「他大学との連携」について71大学が回答を寄せたが、その3分の2に当たる48大学(67.6%)は「未定・検討中」と答えた。「他大学との連携・協力は考えていない」と答えた大学が21大学(29.6%)、「他大学と連携・協力を模索している」と答えたのは2大学(2.8%)であった。

「教育委員会との相談」(表Ⅱ-4)については、同じく71大学が回答を寄せ、58大学(81.7%)が「未定・検討中」と答えた。「当面相談

表Ⅱ-3 他大学との連携・協力(関私教協調査)

	度数	%
未定・検討中	48	67.6
連携・協力は考えていない	21	29.6
連携・協力を模索している	2	2.8
合計	71	100.0

* 1項目選択

(出典・関私教協報告書p.11問11の表より作成)

する予定はない」と答えた大学が12大学（19.9%）、1大学が「すでに相談した」と答えた。

全私教協調査（表Ⅱ-5）では、133大学中91大学（68.4%）が「他大学との情報交換（連絡会を含む）をした」と回答した。都道府県教育委員会（以下、「県教委」と略す。）との関係（表Ⅱ-6）では、72大学（54.1%）が「県教委から各学校へ更新講習の宣伝広報」をしてもらった。63大学（47.4%）が「国公立大学を含めて情報交換の場」をもち、10大学（7.5%）が「国公立大学は含まず私立大学と県教委で情報交換の場」をもった。どちらかの形で県教委と情報交換の場をもった大学が73大学（54.9%）あったことになる。

このように、2007年12月の段階で、ほとんどの大学では他大学や教育委員会との連携協力について「未定・検討中」の段階にあったが、2009年の更新講習の本実施においては、講習を実施した大学の半数以上が何らかの形で他大学や県教委と間で連絡会等をつくり、情報交換の場をもつようになった。2008年から2009年にかけて、そのような情報交換の場をつくっていったわけである。

4-2 連携に向けた具体的動き

関私教協調査で「他大学との連携・協力を模索している」と答えた2大学は、模索中の協力形態について、次のように記述していた。

「本学とA大学（同一県内の国立大学）は単位互換制を導入しておりますので、その人脈を活かして、連携を希望しております。ただし、先方には今回のケースではあまりメリットがないと考えられますので、困難なことも考えられます。」（関私教協報告書p.11）

もう1つの大学は、「コンソーシアムを通して協同して開催することを検討している。」（同p.11）と記述していた。

前者の大学は、厳密に言えば、希望を述べた段階で、まだ相手方と話し合いをしてはいない。後者はコンソーシアムのなかで、大学間で話し

表Ⅱ-4 教育委員会との相談（関私教協調査）

	度数	%
未定・検討中	58	81.7
連携・協力は考えていない	12	16.9
連携・協力を模索している	1	1.4
合計	71	100.0

* 1項目選択

（出典・関私教協報告書p.11問12の表より作成）

表Ⅱ-5 他大学との連携・協力（全私教協調査）

	度数	%
情報交換（連絡会を含む）をした	91	68.1
開設講座やその定員・時期について他大学と調整した	7	5.3
コンソーシアム（更新講習実施のための法人）を作って実施した	7	5.3
連携・協力無し	4	3.0
複数の大学で共同して実施した	3	2.3
その他	24	18.0
不明	20	15.0
合計	133	117.3

* あてはまる項目の選択

（出典・全私教協報告書p.13問8の表より作成）

表Ⅱ-6 都道府県教育委員会との関係（全私教協調査）

	度数	%
県教委から各学校へ更新講習の宣伝広報をしてもらった	72	54.1
国公立大学を含めて情報交換の場をもった	63	47.4
国公立大学は含まず私立大学と県教委で情報交換の場をもった	10	7.5
県教委を交えて開設講座等の調節をした	9	6.8
県教委が独自に更新講習を開設して予定が大幅にくるった	3	2.3
その他（具体的に記述してください）	20	15.0
なし	4	3.0
合計	133	144.4

* あてはまる項目の選択

（出典・全私教協報告書p.14問10の表より作成）

合いをはじめたようだ。コンソーシアムという言葉は私は関私教協の活動に参加してはじめて聞いたが、それは大学間連携、連携を取り合っている大学の恒常的な集まりで、事務局のあるもの、つまり何かの活動を協同で行っているものを指しているようである。更新講習の場合なら、それをコンソーシアムとして行うとかが想定される。ここに書かれたコンソーシアムが具体的にどこの地域を指すのか不明だが、研究報告会の機会に東京多摩地区での活動を聞いた覚えがあるので、もしかしたらそこかもしれない。⁶⁾

ちなみに、更新講習の実施に際して仕組みとして、法人資格を有する団体のみが実施可能となり、任意団体のように法人資格のないコンソーシアムではできないことになった。その場合は、どこかの大学の講習として位置づけて、そこにコンソーシアムに参加する他大学から講師派遣をするなどの形態をとり、実施者はあくまでも法人格を有する大学が行うことになった。

関私教協調査で「県教委とすでに相談した」と答えた大学は、相談の具体的内容について次のように記述していた。

「横浜国立大学の先生を交えて県教育委員会の担当者と一度会合をもった。年明けに県内の教職課程を有する大学が一堂に会して情報の共有をはかれる場を設定しようと、このアンケート〔関私教協のアンケートを指す。引用者注〕の一部を借用したアンケートを配布した。」(関私教協報告書p. 11-12)

これは、私がかかわった神奈川県教員免許更新講習連絡会結成へ向けての動きである。書いたのは私である。(念のために言えば、全私教協調査の本学の回答者は私ではない。別の人間である。)

2007年12月の段階で、ほとんどの大学は他大学や県教委との連携協力に関して「未定・検討中」であったが、2つの大学の回答から、2つの地域で連携協力の動きが始まり出したことがわかる。調査でみるかぎり、これらが関東地区で最も早い段階の動きだった。

当時、更新講習を開設しようかと考えていた大学にとっての問題の1つは「受講者数の見込み」が立てられないことであった。これに関して関私教協調査の自由記述に、次のような回答が寄せられていた。

「受講者数の見込みが全くたらず経済的リスクがある。」

「免許更新講習については独立採算制のため受講生の予測ができない。」

「国立系のみを受講生が集中するのではないか。」

「教育学部または学科を有する大学との格差が生じ、受講生数がかたよる心配がある」(以上、関私教協報告書p. 15)

受講者数の見込みが立たない背景の1つは、たとえ開設しても、現職教員研修で経験と実績のある教員養成系国立大学の方に、受講者が流れてしまうのではないかと、という不安であった。「国立系のみを受講生が集中する」という心配は、多くの私立大学が抱いていた不安でもあった。自分たちがやろうと思っても、どれほどの需要があるか見込めない。そこから次のような意見が出てくる。

「県内他大学との連携およびすみ分けをどう調整したらよいか。」(同上)

神奈川県での連絡会の結成は、このような背景からなされたわけである。それは、教職課程をもつ県内の国公立の全大学と県教委を含んで、「更新講習の円滑な実施のために情報交換と意見交換」をすることが趣旨であった。ここでの連携は、あくまでも「情報交換と意見交換の緩やかな」ものであって、けっして「他大学とのすみ分けの調整」まで目指したものではない。受講定員の調整ができるとは、私自身考えてもいなかった。ただ、他大学がどのような講座をどの程度開講しようとしているのかを知ることにより、自ずと自分の大学での開講のあり方が選ばれていく。とりわけ、神奈川における教員養成系国立大学である横浜国立大学がどの程度の規模で開設するかを知ることには大きな意

味があった。神奈川県においても、県内受講対象者の半分以上の定員が横浜国立大学で占められることになるからである。当時、その情報は私立大学にとっては大きな意味のあるものであった。

このように教員養成系国立大学と県教委を含めて情報交換することは、私立大学にとって必要なことであった。神奈川県において、このような場はなかった。だから、連絡会結成となったのである。この点に関しては、関東地区でも都県により事情を異にする。

東京都には、東京地区教育実習研究連絡協議会（略称「東実協」）⁷⁾ という、国公立大学を含む団体があり、それが東京都教育委員会との関係をもってきていた。東実協は関私教協と別組織であるが、そこに参加している都内の私立大学のほとんどは、関私教協東京ブロックの加盟校でもある。だから、東京では更新講習のために連絡会をつくる必要はなかった。

千葉では、関私教協の千葉・茨城ブロックの協議会（千葉県茨城県私立大学教職課程研究連絡協議会）の活動の中で、千葉県の教育委員会との連携を密にとっていたようである。関私教協の機関誌で活動記録を見ると、2008年2月に千葉県の担当者を招いて研究会をしている（千葉県教育庁教育振興部教職員課による講演「免許更新制にむけての千葉県の取り組み」）⁸⁾ 同様の10月の研究会では、千葉県の教職員組合代表を招いて「意見交換」も行っている。⁹⁾ 国立大学（千葉大学）との直接の協力関係はわからないが、千葉県ではこのように、県教委と教職員組合とも連携をとっていた。また全私教協調査から、「千葉県10大学コンソーシアムが更新講習システムの共同利用」（全私教協報告書p. 18）をしたことがわかる。

4 - 3 全国的に進んだ連携の動きと若干の問題

全私教協調査の自由記述欄（問8「他大学との連携・協力について」と問10「都道府県レベルの教育委員会との関係について」の自由記述

欄）を見てみると、大学間連携と教育委員会との連携について、全国的に進んでいく様子が見て取れる。

そこには以下の県についての記述が見出される。ただしこれは、あくまでも自由記述であり、県教委の名称（都道府県名）もほとんど付されていないため、すべての県の動向を把握したものとはいえない。これ以外の県でも連携は進んだことが考えられる。

- 三重県（三重県教員免許状更新講習連絡協議会を組織してこの中で検討、調整した。）
- 滋賀県（他大学（滋賀大学）の協力校として実施した。）
- 兵庫県（兵庫県教員免許更新講習連絡協議会を通じ情報を共有。兵庫県教育委員会主催で県下の大学と情報交換を行った。）
- 中国地方（教育ネットワーク中国に講師を派遣。）
- 福岡県（福岡はコンソーシアムがないため、福岡教育大学を中心に、国公立が連絡会を開催し、13大学が鹿児島大学の開発したシステムを共同運用した。ただし、福岡県教育委員会は、各学校への更新講習の情宣等について非協力的であった。）
- 長崎県（法人格ではないが「長崎県教員免許状更新講習連絡協議会」の傘下で運営した。長崎県内の国公立大学・短期大学・県教委を含めて、協議会を開催した。）

（以上、全私教協報告書p. 18, p. 20）

しかし、問題は連携・協力がうまく行かず、逆に混乱を生じた地域もあったことである。

先述のように、岩手県教委と名古屋市教委は独自に更新講習を行い、その地域の講習予定大学に大幅な受講人数減をもたらすという結果を生じさせた。全私教協調査で「県教委が独自に更新講習を開設して予定が大幅にくるった」と回答した大学は、3大学（2.3%）あった（表II-6参照）。また、同調査で、市町村レベルの教育委員会との関係についての質問で、「市

教委が独自に更新講習を開設して予定が大幅にくるった」と回答した大学は、4大学(3.0%)あった(全私教協報告書p.14)。この回答大学の所属地域がどこになるか、全私教協の報告書では不明であるが、回答大学にはそれぞれ岩手県と名古屋市に関連した地域の大学が含まれているだろうことは間違いない。

その他の地域でも同様の混乱が生じたかどうかは、この調査からはわからない。全私教協の教員免許更新制検討委員会としても、その他については把握していない。ただ、更新講習本格実施1年目において、すべての地域が順調に教育委員会との連携・協力を取りながらすすめるという訳にかなかったことは記録に留めて置くべきことであろう。2年目には改善に向かったことと思われるが—そうならなければこの制度自体が安定的に運用されないから—、具体的にどのように改善されていったかについては不明である。

5 講習費用の問題

5-1 受講料の標準化への流れ

更新講習の受講料の金額に関して、関私教協調査(表Ⅱ-7)では、回答した70大学うち56大学(80.0%)が「未検討」と答えていた。

これは、ある意味当然である。というのは、更新講習の開設について「未定・検討中」と回答した大学が48大学にのぼっていた。2009年度

開設予定が22大学、2010年開設予定が3大学、合わせても25大学しか、開設を決めていない段階であった(関私教協報告書p.6, 問2)。開設自体が未定なのだから、受講料は当然未定であろう。ただ、開設検討中が48大学で、受講料未検討が56大学だから、開設予定大学の中の8大学が受講料未定であったことになる。2010年開設予定の3大学は受講料未検討と考えてよいだろうから、2009年開設を決めた大学でも、5大学はまだ受講料まで議論が進んでいなかったと推定される。大学内での議論の進み方として、これは予想されることである。

ここで注目すべきは、受講料について、1時間当たり1,000円と回答した大学が6大学ある一方で、その倍の金額の1,500円~2,000円と回答した大学も5大学存在していたということである。1,000円という金額は、文科省が例に挙げた金額であり、以後大勢としては、この金額が主流を占めることになる。それが、この段階では、1,500円~2,000円という金額が、設定金額として適正だとする回答が、1,000円とほぼ同数あったことは、今から振り返ってみると、それ以後2年間の流れを示している。

全私教協調査(表Ⅱ-8)をみると、受講料を1時間当たり1,000円とした大学が117大学(88.0%)ある。それに対し1,500円以上とした大学はわずかに2大学にとどまった。¹⁰⁾ 受講料1,000円未満の大学も6大学あり、受講料1,000円以下が9割以上(92.5%)となったことがわかる。

表Ⅱ-7 受講料の適正額(関私教協調査)

	度数	%
未検討	56	80.0
1,000円	6	8.6
1,500円~2,000円	5	7.1
1,000円~1,500円	1	1.4
1,000円未満	0	0.0
その他	2	2.9
合計	70	100.0

* 1項目選択
(出典・関私教協報告書p.8問7の表より作成)

表Ⅱ-8 受講料(全私教協調査)

	度数	%
1,000円	117	88.0
1,001~1,500円	8	6.0
1,000円未満	6	4.5
1,500円~2,000円未満	1	0.8
2,000円以上	1	0.8
合計	133	100.0

* 1項目選択
(出典・全私教協報告書p.10問5の表より作成)

これは関私教協調査との違いである。関私教協調査で「1,500円～2,000円」を適正金額と答えた大学が実際にどうしたのかはわからない。教材費と受講料を別な費目と考えて、回答したかもしれない。そのような細かい点についてはわからないのだが、ともかく更新講習を実施したほとんどの大学では、文科省による例示金額「1時間当たり1,000円」を受講料と設定して、講習を開設したわけである。

このように、更新講習の開設に当たっては、例示の「1時間当たり1,000円」が、いわば実質的な標準となっていったわけである。

5-2 更新講習の費用

では、受講料収入だけで講習費用を賄うことはできたのだろうか。この点を見ると、全私教協調査(表Ⅱ-9)によれば、半数近く(44.4%)の大学が、受講料収入で講習費用をほぼ賄えたと回答している。逆にいえば、半数以上(51.8%)の大学で、赤字だったことになる。約1割(10.5%)の大学では、費用の20%未満しか受講料ではまかなえなかった。

講習費用がどの程度になるか、ここで少し計算してみよう。講習の開設規模により金額が大小することは当然だが、ここでは、必修領域1講座定員100名、選択領域(18時間相当)5講座各定員40名として概算してみよう。これを例とする強い根拠があるわけではないが、研究会で知りえたいくつかの私立大学の規模がこの程度のところにあった。ちなみに、神奈川大学の規模は必修領域1講座定員100名、選択領域は12講座定員25名～50名、選択と必修の総定員520名だから、これよりやや大きい。

このモデルの場合、受講料収入は、選択必修を合せた延べ時間×定員が(12時間×100人+18時間×40人×5講座)4800時間×人と算出されるので、480万円となる。講師手当を1時間当たり2万円とすると、講座の延べ時間は(12時間+18時間×5講座)102時間なので204万円となる。事務経費を含めなければ、この定員で十分

黒字となる。講師手当だけなら20人の受講者で収支が均衡する。

今の計算では、講師手当は試行講習の講師手当の最高額—ただし、特別の人、例えば歌舞伎俳優への謝金などを除いて—を適用した。試行講習の報告書¹¹⁾で見ると、国立大学では講師手当を1時間当たり8,000円から9,000円としたところが多い。しかし、講師手当については記入のない大学も多く、講師謝礼金とは別に、教材作成謝礼金、問題作成謝礼金、採点・成績報告謝礼金を計上したところもあり、実質的な講師手当が2万円を超えたところもあったかもしれない。¹²⁾

表Ⅱ-9 受講料収入で賄えた更新講習費用
(全私教協調査)

	度数	%
120%以上	19	14.3
ほぼ100%	40	30.1
80%程度	18	13.5
60%程度	15	11.3
40%程度	18	13.5
20%程度	4	3.0
20%未満	14	10.5
その他(未回答を含む)	5	3.8
合計	133	100.0

* 1項目選択

(出典・全私教協報告書p.11問6の表より作成)

1時間当たり2万円は神奈川大学のものだが、これは「学外講座(県民講座、市民講座、特別講座等)の講演料に準じて算出」(試行講習報告書p.316)したものである。講演料としてみれば、この金額はごく普通であろう。おそらく国立大学の基準は大学の授業の手当を基準としたものであろう。弘前大学では「非常勤講師手当額と同額とした」とある(試行講習報告書p.27)。

ともかく、今のモデルでいえば500万、その倍額として1,000万円。この程度が私学における更新講習の規模と見積られる。もちろん大学によって事情を異にし、もっと大規模に行った

大学もある。神奈川県においても小学校教諭免許を出しているある私立大学は、必修領域500名定員で実施したところもある。その場合は1,500万円規模となるだろう。

しかし、規模の大きさでいえば、何といても教員養成系の国立大学の場合である。規模が大きすぎる東京学芸大学(4,000人規模)を除くと、東京近県の埼玉・神奈川の場合、2,000名近くが定員となる。必修領域1,800名、選択領域1,500名としてみると、受講料収入は4,860万円となる。定員全てが埋まるとはならないとしても、講習費用は3,000万円から4,000万円規模を想定することになる。これと比べれば、本学のように中学校と高等学校の免許だけを出している「普通の」開放制教員養成課程の私立大学は、その5分の1から10分の1ということになる。

5-3 社会的使命と講習費用

「3 更新講習の実施目的」のところで述べたように、更新講習を実施した私立大学のすべては、程度に差はあれ、更新講習実施の「社会的使命」を自覚していた。そのうちの8割は「社会的使命を非常に重視した」。非常に強く社会的使命を自覚したということは、更新講習費用をいわば「社会貢献費用」として大学の予算で賄う覚悟があったとみてよいのではないだろうか。

大学定員(4学年で)1万8千人の大学は授業料を年額120万円として、年間200億円余の授業料収入がある。この予算規模からすれば、1,000万円の更新講習費用はその0.05%である。大学の財政状況にもよるが、神奈川大学程度の大学規模で先のモデル規模の更新講習を開設することは、大学の「社会貢献費用」として過大というほどのものでもないだろう。ちなみに、2009年の更新講習において神奈川大学では、「約700万円の支出に対して、受講料収入が約350万円であったため、300万円以上の支出超過となった」¹³⁾と報告されている。

実際、先に見たように、全私教協の調査でも過半数の大学で赤字だった。私立大学だけでなく国立大学を含めて、本実施1年目は講習定員に対する受講者の充足率が全般的に低かった。2009年7月5日の神奈川新聞には「講習申し込み低調」と題する記事が出た。「〔神奈川〕県内の〔更新講習受講〕対象者のうち5月末時点で申し込みを済ませた人は5割未満。横浜国立大学では6,010人の募集枠に対して申し込みは960人とどまっている。」とある。

受講者が少なかったことは、次のようなことによるのではないかと推測されている。1つは、1年目の受講対象者の一定数が前年実施された試行講習(予備講習)を受けていたことである。更新講習が「不適格教員のチェック」に利用されるだろうとする不安感から1年目の受講を見合せた者もいると思われる。また、間近に迫る衆院選において民主党政権が誕生し教員免許更新制そのものが廃止されるとの期待感から受講を見合せた者もいたであろう。「政権交代」は実現したが、教員免許更新制は2010年度も存続することとなった。

全私教協調査では、このような状況をふまえ、次年度(2010年度)の更新講習開設についても質問していた。これに対しては、過半数(58.7%)の大学が実施すると回答していた(全私教協報告書p.15 問13)。過半数の大学が赤字になったにもかかわらず、過半数の大学が翌年も実施すると回答したわけである。次年度は「規模を縮小して実施する」(29.3%)と回答した大学もあるから、赤字縮小についても考量し判断したということであろう。

ともかく、このように不安定な状況の中で実施を決断したことは、更新講習実施の社会的使命感を強く自覚したことを示すものといえてよいだろう。

関私教協の調査において、ある大学は、「更新講習については独立採算制のため受講者数の予測ができないことが問題である」(関私教協報告書p.15)と記述回答した。この大学が更

新講習を実施したか否かについては不明だが、独立採算制を取ることと更新講習実施に社会的使命感を見出すことは、必ずしも矛盾するわけではない。しかしながら、このように独立採算制を基本とする大学では、そうでない大学に比べて更新講習の実施のために、その規模や開設の有無を含めて厳しい検討を迫られることになったと思われる。

5-4 大学のPRと講習費用

表II-8を見てわかるように、少数だが、更新講習の受講料を1,000円未満に設定した大学が、6大学(4.5%)存在した。受講料の具体的な金額については不明だが、全私教協の委員からの直話によれば、中国地方のある大学では30時間で3,000円ほどの金額だったという。つまり、標準の10分の1だったわけである。この大学の目的は「大学のPR」であったという。

関私教協調査で更新講習を行う目的として「大学のPR」と回答した大学は3大学(4.7%)だった。それが、全私教協調査で「大学のPR」を「非常に重視した」と回答した大学の割合は、24.4%にまで上った。「どちらかといえば重視した」まで含めると、「大学のPR」を重視した大学は、73.3%にもなる。ほとんどの大学で、更新講習は「大学のPR」の場でもあったわけである。

私立大学が更新講習を「大学のPR」の場と位置づけることは、咎められるべきことではない。首肯できることである。多くの高校、高校教員にとって、大学は遠い存在である。「高大連携」という言葉が声を大きくして語られるようになったが、それは未だ課題であり、その実態はまだまだ小さなものに止まっているというべきであろう。とりわけ、名前の知られていない小さな大学にとって、更新講習はPRの場として大きな意味をもつ。名前の多少知られた大学にしても、現場の教員からはほとんど偏差値を通して眺められるだけであり、それ以外の側面、各大学のもつ多面的な実態については知ら

れないままである。そういう点からすると、大学にとって更新講習は、自分たちの実際の中身(の一端)を知ってもらう絶好の機会を提供することになった。

大学のPR費用と考えれば、先のモデルで見積っても支出となる講師手当は200万円にすぎない。国立大学並みに授業料手当とすると、それは100万円以下となり、大学案内等の広報誌の印刷代と比べても、はるかに少ない金額である。7割を超えた大学が「大学のPR」を意識して更新講習を行ったのは、このような費用対効果を考えてみれば、理の当然と言うべきかもしれない。

6 それ以外の問題

6-1 修了認定の問題

関私教協調査では、更新講習の修了判定試験の方法について質問していた(問13)。そして、それに続けた設問(問14)で、次のように質問していた。「更新講習中の事故、成績判定に対する訴訟等に対応するために、大学として何らかの保険に入ることを考えていますか」と。

このような質問項目が設定されたのは、更新講習制度には修了認定問題が伏在しているからである。

更新講習は、1つの講座ごとに「厳格な」修了判定試験を実施して、その修了を認定することになっている。必修領域なら12時間を1つのまとまりとして、その修了を認定する。選択領域の場合は、6時間で1講座とするか、あるいは12時間ないし18時間を1講座として、その講座ごとに修了を認定する。試験はペーパーテストである必要はなく、内容により実技試験でもよいが、とにかく試験である以上、合否がある。

「否」となった場合、その受講者は別の講習をもう1度受講しなければならない。ただし、必修12時間なら別の必修12時間を受講しなければならない。選択講習の場合は、その時間分だけ別の選択講習を受講しなければならない。そ

して、その講座の修了判定試験に合格しなければならない。このようにして、必修12時間、選択18時間分の修了認定を受けることが、教員免許が更新される条件である。

したがって、修了判定試験「否」の場合、受講者の失職という可能性がある。教員免許が更新されなければ、教員として学校で教えることができなくなるからである。

このような仕組みとなっているため、「[更新講習の]成績判定を厳密にすればするほど、不合格者が増え、失職の可能性→訴訟に発展というケースが出るのが予想される」(関私教協報告書p.14)、という心配も発生することになる。たしかに、理論上、このような危惧が教員免許更新制という仕組みの中には存在していることは否定できないのである。

6-2 実施しなかった大学の問題

これまで更新講習を実施した大学を対象として更新講習の問題を見てきたが、私立大学の中には更新講習をしなかった大学も数多くある。それらの大学はどのような理由により、更新講習を実施しなかったのであろうか。実施しない理由については関私教協でも全私教協でも調査していないが、いくつかの推論は可能である。以下、考えられる理由を少し考えてみよう。

実施しない理由を推測する手掛りとなるのは、2つの調査が設定した「更新講習実施の目的」の項目である。両調査ともに、「社会的使命」「卒業生へのサービス」「文科省からの要請」「地域との連携」「大学のPR」「収入増」を、実施目的として掲げているが、これらの項目すべてに当てはまらないと大学が判断したときには、更新講習が実施されない可能性が高くなるとみてよいだろう。

これ以外の理由をさがすとすれば、1つは今述べた修了認定をめぐるリスクである。このようなリスクをおかしてまで、実施するには及ばないというものである。

また、もう少し消極的な理由も存在していた

とも考えられる。他大学で実施するからうちの大学で行う必要はない、少なくとも1年目からする必要はない、というものである。関私教協調査において、本実施2年目から予定すると回答した大学も、3大学存在していた(関私教協報告書p.6問2)。2年目からというのは、大学の準備が間に合わないということである。関私教協調査では、更新講習実施のための学内体制づくりについても質問していた(問3)が、どこの大学にとっても、これまで存在しなかった更新講習という新しい事業をはじめるのは、大学内の組織体制づくりを含めて、大変なことである。そこまでの労力をかけて1年目から実施しようという熱意が出なくてもしかたがない。実際、東京都を見れば多くの大学があり、そのすべての大学が実施する必要性は存在していなかったという事情はある。

財政的な理由から実施しなかった大学も当然あったはずである。表II-2からわかるように、収入増を目的として実施した大学も1大学あった。おそらくその大学は一般に新規事業というものに伴うビッグチャンスに賭けたのだろう。しかし、新規事業による収入増という明確な目的意識を持たないかぎり、ふつうに考えてみれば、大学の事業としては新規予算の出費増が予想されるから、そう簡単にははじめないであろう。新規事業はビッグチャンスでもあるが、新しいものにはリスクがあるというのもビジネスの常識である。リスクの方を重視すれば、少なくとも1年目は様子を見ようというのも賢明な判断かもしれない。

6-3 教員免許更新制そのものの問題

更新講習を実施した大学はそこに「社会的使命」を見出したが、教員免許更新の制度そのものについてみれば、ちがった見方も可能である。

教員免許更新制という制度そのものがおかしいとする考え方も存在する。制度誕生の経緯を見れば、この制度が如何わしさを引き摺っていることが見えてくる。

わが国では、教員免許更新制はその本来の目的ではなく、むしろ「不適格教員のチェック」のために提案された（2000年教育改革国民会議）という由来がある。だが、この提案に対して、2002年2月の中央教育審議会答申は、適格性確保や専門性向上のためには、教員免許更新制は妥当でないとした（ただし、教員免許更新制に代えて、十年研修が導入された）。

それが、2006年7月の中央教育審議会答申は、2002年答申と方針を変更し、「その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要刷新（リニューアル）を図るため」として、つまり「不適格教員のチェック」のためのものとしてではなく、教員免許更新制を導入することを適当とした。

ただし、安倍政権の教育再生会議は、2007年6月の教育職員免許法改正直前、免許更新に絡んで「不適格教員に厳しく対応すること」（2007年1月教育再生会議第1次報告）を求めたことを見ておかなければならない。

わが国における教員免許更新制は、このように「不適格教員のチェック」という免許更新の本来の趣旨とはちがう目的をそこに代替させようとする意図を抱えて議論されてきた。更新制の議論がこのような特有の事情を抱えているゆえに、文科省もホームページで更新制が適格性確保でないことを宣伝した。しかし、現場教員からはなかなか信用されなかったようである。受講者側の大きな心配はここにあった。教員組合もその点についてナーヴァスであった。

このような歴史的母斑をもった制度に対する大学側の考え方も、ここで分かれることになる。適格性確保でなく「資質能力保持のための刷新（リニューアル）」と改善されて制度化された以上、何とか更新講習を「実のあるもの」、受講者にとって少しでも有意義な「研修」となるようにしよう、と更新講習を位置づけ実施しようとする立場が1つである。もう1つは、この制度がかかえる如何わしい歴史的母斑のゆえに、あくまでも制度の実効性に反対し更新講習を実

施しないとす立場である。

もちろん、このような「きれいな」区分は理念型というべきもので、現実には、この2つの間でそれぞれの大学の教員たちは思い悩み揺れ動き、その中で1つの結論が出されていったということになるだろう。

教員免許更新制が、これからも制度として存続する限り、このような歴史的母斑を引き摺らざるを得ない。それを引き摺りながら更新制の「性格」を実態レベルで作り直していく、つまり制度そのものも「更新」していく。そのような運命にあるのではないだろうか。

6-4 大学の内部的事情

今まで大学の理由として一括して述べてきたが、実情を見るには大学の内部まで見なければならぬ。たとえば、上の第1の立場、すなわち適格性確保でなく、資質保持のための「刷新（リニューアル）」の制度として実現された以上、更新講習を実施すべきであるとする立場に教職課程担当教員が立っていても、大学当局が第2の立場に立つならば、更新講習は実施されないのであろう。

一般に、大学の意志を決定するのは学長などの大学当局であるが、更新講習の実施に際しては各大学の教職課程担当教員の意向が大きく影響したと考えられる。教職課程の教員の協力がなければ、更新講習の具体的中身をつくりあげていくことができないからである。一般的に言えば、大学当局の意向、教職課程担当教員の考え方、および両者の関係、この3つがその大学での更新講習実施の是非を決定する要因である。

大学によっては、当局の意志がよく理解できないところもあった。教員免許更新制の実現に際して、学長が審議会の委員として多大な影響力を及ぼした有名私立大学が更新講習を実施しなかった、という場合もある。これなど、当局の意志はどこにあるのかわかりにくい。建前として社会的意義を認め、本音としては認めなかった、という日本の伝統的行動と理解すべきなの

だろうか。総論賛成・各論反対というのは、国会でよく目にする事柄ではある。しかしながら、審議会活動と個別具体的行動の不一致は、大学人として当然問題にされてしかるべき事柄であろう。

大学内の組織再編、学部学科の改組という理由で、1年目の更新講習を実施しなかった大学もある。大学外部の人には想像できないかもしれないが、学部の組織を変えるということは、大学にとって大変な忙しさを招くことになる。それは、日常的業務でない追加作業を事務組織につくりだす。これだけで、更新講習を担当する事務員を充てる余裕がなくなり、講習非実施の理由とするに十分である。それに加えて、もちろん教員も組織改編に向けてカリキュラムづくり等に向けた忙しさが発生する。したがって、教員の方でも更新講習の内容を準備する時間的余裕がなくなる。ただし、改組に関係しない他学部の教員は日常的業務のままであるから、彼らを中心に（選択領域の）講習を実施することも不可能ではない。しかし、このときも、事務担当者がいるかという問題が残る。

6-5 事務費用の問題

更新講習の講座を担当する教員さえいけば、更新講習が実施できるというものではない。更新講習の実施には、膨大な事務作業が伴う。まず、受付である。受講者を確定していくには膨大な事務作業が伴うのである。

全私教協調査の記述回答の中に、「〔福岡県では〕福岡教育大学を中心に、国公立が連絡会を開催し、13大学が鹿児島大学の開発したシステムを共同運用した。」（全私教協報告書p.18）という記述が見られた。

「鹿児島大学の開発したシステム」とは、更新講習の受講希望受付システムを指していると思われる。各大学において、数百人から数千人にのぼる講習定員の受付を処理するには、インターネットを利用するしかない。文科省も業者に受付システムを開発させたが、この利用料金

が最低でも50万から100万円と高く、500人程度を定員とする多くの私立大学にとっては、この料金設定では少し手が出せなかった。そこで、鹿児島大学のシステムを共同で利用したものと思われる。

ちなみに、神奈川大学の場合、520人定員というのは、選択講習をすべて18時間1講座としたからであり、多くの大学がしたように選択講習を6時間1講座とすると、受付は3倍となるので、募集枠定員は1,360名へと膨れ上がる。受付作業も3倍近くになる。有料システムを導入すれば、当然、そのコストも受け回数に比例して増大することになるだろう。

修了認定証の発行もある。選択講習を6時間1講座としたときと18時間1講座としたときでは、6時間の場合は18時間の場合の3倍必要になる。18時間にまとめれば事務作業が3分の1に減少できるわけである。これを最小にしたければ、必修12時間と選択18時間をセットとして30時間をまとめて受けけるようにすればよい。開講講座数の少ない大学では、そうしたところもあった。

18時間（3日）分の講習内容をつくるには、大学内部での連携調整が必要であり、それは短時間にできるものではない。講座ごとにコーディネーターを置きコーディネーターが数人の担当講師と連絡を取り合っ、講習の内容と流れを調整していかなければならない。内容を確定し申請するまでには、手間隙が掛かるのである。

それに対して、6時間1講座の場合なら、講師を1、2名確保して、内容づくりは担当講師にまかせればよい。多くの講習を開講しなければならなかった大学のほとんどは6時間1講座である。

また、大学教員にとっては更新講習の手当がついても、今までは夏休みだったところに突然発生した仕事である。教員に時間外労働は適用されないだろうが、実質的な時間外労働である。そうであるから、担当を割り当てられた教員にとっては、担当する時間は少ない方が望ましい。

したがって、開講スタイルは短い6時間1講座となっていくのである。

講座定員を増やせば受付事務は減る。しかし、各大学ともこれを選択することはなかったとあってよいだろう。講習の修了判定試験と同時に、受講者による講習の評価が行われることになっていたからである。しかも、この評価結果は文科省のホームページで公開されることになっていた。定員は少ない方が受講者にとってよい講習になることはわかりきったことだから、各大学ともそのような挙に出ることはなかった。受講者による講習評価とその公開という文科省の作戦は、講座定員を少なく抑える効果をもったという点で成功したとあってよいだろう。

7 更新講習の成果

全私教協調査では、更新講習の成果にかかわって、更新講習が「最新の知識技能を身につけるのに役立ったか」、「教員が自分の仕事を見つめ直す場として役立ったか」、「大学にとって教育現場を知る機会となったか」の3項目について質問した。回答は、「非常にそう思う」と「そう思う」の合計が、それぞれ80.5%、81.2%、69.9%とおおむね肯定的評価であった。ただし、「非常にそう思う」という積極的評価は、17.3%、12.8%、12.8%とそれほど高くなかった。

大学にとっての更新講習の成果は、全私教協調査では「教育現場を知る」の1項目だけだが、

大学にとっての更新講習の成果、あるいは大学に対して更新講習がもつ意味というものは、それ以外にも考えられるのではないだろうか。

たとえば、全私教協調査の「更新講習を実施する目的」の自由記述欄に、「付随的な目的として、学部段階の教員養成教育の質の向上も期待した。」と回答した大学があった（全私教協報告書p.18）。

更新講習が教職課程本来の目的に関連するとすると、その成果はすぐには出ない。更新講習と学部段階の教員養成課程とをどのように連動させようとしたのか。聞いてみたいところである。おそらく講習の内容についても一工夫こらしただろう。しかし、残念ながら、それを知ることはできない。

しかし、ともかく、このように更新講習を位置づけて実施した大学が存在したことは重要な意味をもっているというべきである。

更新講習の積極的位置づけは、また別の形でも考えることができる。

関私教協調査に「キリスト教主義大学の教員研修に対する責任」と回答した大学があった（関私教協報告書p.9）。この大学と同じように、更新講習を位置づけた大学もあったことであろう。「キリスト教主義の教員研修」を必修領域12時間講習で行うことはできないが、選択領域で行うことはできる。このような形で、更新講習を積極的に位置づけることも可能である。

いわゆる「教員養成6年制」との関係で、教

表Ⅱ-10 更新講習の成果（全私教協調査）

	非常に そう思う	そう思う	あまり 思わない	まったく 思わない	%
更新講習は、教員の方々が必要な最新の知識技能を身につけるのに役立ったと思う	17.3	63.2	18.0	0.8	100.0
更新講習は、教員の方々が自分の仕事を見つめ直す場として効果があったと思う	12.8	68.4	16.5	1.5	100.0
更新講習は、大学にとっても教育の現場を知る機会となった	12.8	57.1	24.1	5.3	100.0

* 項目ごとに程度を選択
（出典・全私教協報告書p.16問14の表より作成）

員免許更新制がその廃止を含めて今後どのようになっているか不透明な状況にある。しかし、更新講習が存続する以上、大学が上に述べてきた視点以外にも、高大連携や大学のPRなどさまざまな観点から、更新講習を積極的に位置づけて実施する可能性は今後もある。

新しい事態としては、現職教員研修の経験のなかった私立大学にとって、更新講習は現職教員との接点をもつものとなったことである。この事実のもつ意味は予想外に大きなものとなるかもしれない。

注

- 1) 私たち(教職課程担当教員)は、正式名称として現在、「教員免許状更新講習」と呼んでいるが、教育職員免許法上の呼称はたんに「免許状更新講習」である。そこに「教員」という形容はない。しかし、単なる「免許状」では世間一般にとっては何の免許かわからないから、私たちの間では「教員」を付して呼んでいる。最初「教員免許更新講習」とも呼んでいたが、それが「教員免許状更新講習」となったのは、試行講習が終わって本実施が始まる2009年上旬ころである。ある会議の場で1人の委員が「教員免許更新講習」とあるのを「教員免許状更新講習」の方がよいと訂正したのを記憶している。2008年2月結成の「神奈川県教員免許更新講習連絡会」では、「教員免許更新講習」を使っている。それは古い呼び名の名残りであって、誤植ではない。法律上は「免許状更新講習」なのだから、「教員免許状更新講習」というのも、所詮私たちの業界用語、俗称といえれば俗称である。
- 2) 関私教協と全私教協の調査報告は、以下の通りである。

関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会
研究部会 特別部会C (教員免許更新制部会)
編『2007-2008年度 教員免許更新制部会研

究報告書 教員免許状更新講習に関わる各大学の現状と課題』, 2009年7月25日発行(この中pp. 5-17に『更新講習』の実施に向けた取り組み等に関する調査報告』が所収されている)。

全国私立大学教職課程研究連絡協議会 教員免許更新制検討委員会 編『「教員免許更新制に関する調査」報告書』, 2010年5月1日発行。

- 3) 関私教協の上記報告書には、個別調査の結果(「2008年度教員免許状更新講習試行講習事例」)や全私教協大会分科会シンポジウム「教員免許更新制への対応」(2008年5月18日開催)、部会主催シンポジウム「更新講習必修領域の内容と事務上の課題—試行を終えて」(2008年10月25日開催)の内容も収められている(前記報告書, pp. 19-87)。
- 4) 神私教協, 関私教協, 全私教協の関係は、それぞれ後者が前者の上位団体になっている。ただし、神私教協と関私教協の関係と、関私教協と全私教協の関係とは、同じではない。関私教協と全私教協には、会則に基づく会費が存在する。関私教協会員校のほとんどは全私教協に加盟しているが、そうでない大学・短大もある。神私教協に会費はなく、例会費用は関私教協の予算で賄っている。正しく言えば、神私教協は、関私教協の幹事校選出ブロックの1つである。ブロックは、東京地域3ブロック, 神奈川地域, 千葉・茨城地域, 北部地域(埼玉, 群馬, 新潟, 長野)の計6ブロックがある。神奈川地域は山梨県を含んでいる。東京以外の3地域は協議会をつくり、年1回から数回、例会を開催している。神私教協にはオブザーバー参加という形で、関私教協会員校でない大学も参加している。
- 5) 関私教協調査の対象は133大学であり、全私教協の方は359大学である。回収率は、関私教協90大学(68.7%), 全私教協200大学(55.7%)である。ただし、返信は各質問項目への回答と一致しないので、分析対象は回

- 答数と異なる。全私教協調査は、更新講習実施大学に向けての質問設定のため、分析対象は133大学（返信を寄せた大学の66.5%）である。この133大学すべてが選択式回答に答えている。関私教協の方は、更新講習の開設可能性ありと判断された73大学（実施せずの決定をしていないという消極的可能性のある大学）を分析対象としている。こちらの方は、更新講習開設前の不確定ということもあり、選択式設問であっても項目によって回答のばらつきが目立つものとなっている（回答数は46から71大学。73大学すべてが回答した設問はない）。
- 6) 私が聞いたのは「ネットワーク多摩」の活動である。正式名称は「学術・文化・産業ネットワーク多摩」という。大学・短大が41, 行政が9, 企業が23, その他の団体を含めて、計94が加盟, 2005年に文部科学省から社団法人の認可を受けた。2008年12月6日開催されたシンポジウムの記録「2008年度 第2回研究懇話会 教員免許状更新講習の本格実施にむけて」（関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会『会報』第65号, 2009年5月7日, 所収, pp. 42-72）参照。
- 7) 現在は「東京地区教職課程研究連絡協議会」（略称「東教協」）と名称変更した。
- 8) 関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会『会報』第63号, 2008年5月7日, p. 53。
- 9) 同『会報』第65号, p. 22。
- 10) 「表Ⅱ-8 受講料（全私教協調査）」では、全私教協報告書p. 10問5の表のうち「その他」となっている項目を「2,000円以上」と改めた。全私教協調査の質問用紙（報告書p. 34）を見ると、「その他」の選択肢はなく、「1時間当たり2,000円以上」が選択肢となっているからである。
- 11) 本文で試行講習の報告書というのは、次のものを指す。文部科学省初等中等教育局教職員課『免許状更新講習プログラム開発委託事業 成果報告書』平成20年10月。
- 12) 主な国立大学の講師手当を見ると、東京学芸大学8,000円, 弘前大学6,000円, 鹿児島大学8,800円。横浜国立大学は「教授7,000円, 准教授6,000円, 講師5,500円, 教諭5,000円」、北海道教育大学は「今年度は無し」。(社)学術・文化・産業ネットワーク多摩は「講師謝礼金15,000円/時, 教材作成謝礼金10,000円/時, 問題作成謝礼金10,000円/問, 採点・成績報告謝礼金10,000円/時」。神奈川大学は「学外講座（県民講座, 市民講座, 特別講座等）の講演料に準じて算出し, 1時間当たり20,000円」。講師手当に限定すると、神奈川大学の1時間当たり20,000円が最高額である。歌舞伎俳優への講師謝金は、独立行政法人日本芸術文化振興会で、111,111円である。
- 13) 入江直子「神奈川大学における教員免許更新講習の取り組み」、『神奈川大学 心理・教育研究論集』第29号, 2010年3月31日, 所収, p. 134。